

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-7-8
処分の種類	保安機関に対する命令			
根拠法令条例等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第34条第3項			
処分の概要	保安機関が保安業務を行うべき場合において、その保安業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該保安機関に対し、その保安業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。 (最終)知事 (専決)ものづくり振興課長 (委任)地域振興局長			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成17年4月1日付け平成17・03・16原第8号)			
基準の制定根拠				